

ぐんまの水環境

第 17 号

令和2年8月 発行

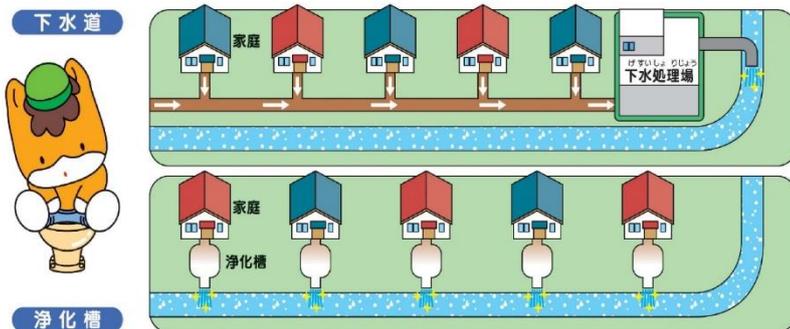


群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関
発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-280-5222
住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 1120-1 FAX 027-280-3331

群馬県では…

浄化槽 は公共下水道と並ぶ重要なインフラです

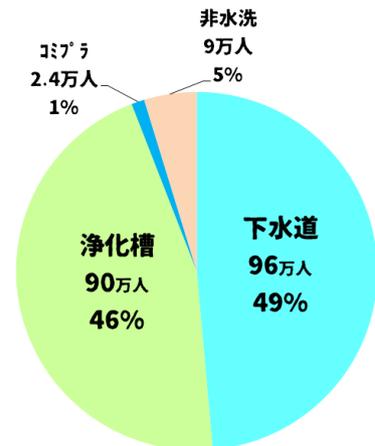
●家庭からの生活排水をきれいにするしくみ



出典:ぐんまちゃんのこども環境白書(H24年度版)

私たちが使ったあとの水をきれいにするしくみには、大きく分けると2つあります。

ひとつは、家庭から出る排水を1か所に集めて処理する下水道、もうひとつは、各家庭ごとに処理して身近な水路へきれいにした水を戻す浄化槽です。



群馬県の水洗化の割合
H30 年度全国の水洗化人口(環境省)から

群馬県では、下水道を利用している人と浄化槽を利用している人がほぼ同じくらいの割合になっています。人口減少が進むこれからの時代、人口が集中する都市部以外では、浄化槽(合併処理浄化槽)が県民の生活排水処理を担う重要なインフラ(基幹施設)になります。



群馬県優良認定浄化槽に交付されるシール

しかし、浄化槽は分散して設置されていて、その管理が個人に委ねられているために、ひとつひとつの浄化槽が適正に維持管理される体制をきちっと整備していくことが重要です。

そのための取り組みとして、県内の浄化槽関係の団体が連携して「優良浄化槽認定制度」を推進しています。



裏面へ

群馬県優良浄化槽認定制度



浄化槽に係わる県内の四団体が協議して、次の4つの条件を満たす浄化槽を「群馬県優良認定浄化槽」として認定いたします。認定を受けた浄化槽は、設置から管理まで、すべてが適正で、きれいな水が流れる状態となっています。

1. 合併処理浄化槽であること

単独処理浄化槽(みなし浄化槽)をお使いのご家庭は合併処理浄化槽のご家庭に比べて、河川へ流出する汚れの量が約8倍にもなっており、認定の対象となりません。

2. 正しく施工されていること

浄化槽は、適切な規模や方式のものが、正しく施工されていないと正常な機能を発揮しません。

3. 適正に維持管理されていること

浄化槽は、設置した後、①保守点検、②年一回の清掃(浄化槽の種類によっては6月に一回以上など)、③年一回の法定検査(水質検査)の受検、この3つを確実に行わないと良好な水質を保つことができません。保守点検・清掃・法定検査の3つが適正な維持管理の基本です。保守点検・清掃・法定検査の3つが揃った一括契約となっているか、「浄化槽保守点検・清掃等」のご契約内容をご確認ください。

4. 水質が良好に保たれていること

毎年一回受検することが義務付けられている法定検査(浄化槽法第11条)においては、浄化槽からの放流水検査を行って、きれいな水が流れているかチェックしています。

浄化槽を良好に機能させるためには、正しい維持管理(保守点検・清掃・法定検査の3点セット)が必要です。水源県ぐんまの水環境保全のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、トイレの汚水しか処理できない単独処理浄化槽を使用されているご家庭では、台所や洗濯、風呂なその雑排水は未処理のまま側溝や水路

へ放流され、河川の汚れの原因になっています。合併処理浄化槽への転換をお願いいたします。



・・・浄化槽についてのお問い合わせ先・・・

- 浄化槽全般に関すること
 - ・群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 (電話 027-226-2853)
または、お住まいの地区を管轄する県の環境事務所など
 - ・前橋市役所 西部清掃事務所 (電話 027-253-1009) (補助金については水道局下水道整備課 898-3074)
 - ・高崎市役所 一般廃棄物対策課 (電話 027-321-1253) (補助金についても同じ)
- 合併処理浄化槽へ設置替えする際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること 一般社団法人 群馬県浄化槽協会 (電話 027-251-0325)
一般社団法人 群馬県環境保全協会 (電話 027-212-2333)
- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 (電話 027-280-5222)